お知らせ

住宅リフォーム資金補助制度

4月1日から、市内経済及び市民生活の安定化を図るため、市内の施工業者によって個人住宅のリフォームを行う市民の方に対する補助制度を、昨年に引き続き実施します。

○リフォーム工事の定義

リフォーム工事とは、住宅の修繕、改築、増築、模様替え、耐震工事等をいいます(火災、 風水害震災、その他の自然災害による場合を除く)。

- ※東日本大震災による修繕工事は対象となりません。
- ○補助対象住宅
 - ・市民が市内に所有する個人住宅
 - ・市民が市内に所有する併用住宅のうち個人住 宅部分
- ○補助対象工事(次のすべてに該当するもの)
 - ・着工前のリフォーム工事
 - ・消費税を除いた工事費が20万円以上の工事
 - ・市内施工業者が実施する工事
 - ・4月1日以降の交付決定後に着工し、翌年2月 末日までに完了する工事
- ○補助額
 - ・20万円以上100万円未満の工事…10%の額(千円未満切り捨て)
 - ・100万円以上の工事…10万円
- ○補助対象者(次のすべてに該当する方)
 - ・市内に住所を有する方
 - ・補助対象住宅に3年以上居住している方
 - ・補助対象住宅の所有者である方
 - ・市税等を滞納していない方
 - ・過去にこの補助を受けていない方
 - ・過去に市で実施している他の同様の補助を受 けていない方
- ○申請手続

補助金申請書に記入・押印し、必要書類を添え、申請者または代理人が、下記へ提出してください(必要書類等、詳しくはお問い合わせください)。

※申請は、必ず工事着工前に行ってください (着工後の申請は受け付けできません)。

申請・<mark>問</mark> 本庁 商工観光課商工観光G

☆52-1111 内線273



市役所に返戻されたマイナンバー「通知カード」の受け取りについて

不在などの事情で、個人番号の通知カードを受け取ることができなかった場合、市民課に返戻されます。

返戻された通知カードを窓口で受け取る方法は、次のとおりです。

○受取方法

カードが返戻されているか事前に電話で市民 課へ確認のうえ、窓口に直接お越しください。 本人または代理人に交付します。

- ※各総合支所市民福祉課窓口での受け取りを希望する方は、事前にお問い合わせください。
- ○受け取り時に窓口で必要なもの

【本人の場合】

- ・印鑑
- ・身分証明書(運転免許証など顔写真付きのもの1点または保険証など顔写真なしのもの2点) 【代理人の場合】
- ・印鑑
- ・代理権を証明できるもの(委任状など)
- ・代理人の身分証明書(運転免許証など顔写真 付きのもの1点または保険証など顔写真なし のもの2点)※コピー不可
- ・本人(委任者)の身分証明書(運転免許証な ど顔写真付きのもの1点または保険証など顔 写真なしのもの2点)
- 問本庁市民課市民G [□]52-1111 内線102

合併処理浄化槽設置補助金の申請受付

平成28年度中に一般住宅の新改築等に伴う合併処理浄化槽を設置する際、補助金を希望する方の申請を4月1日から受け付けます。

- ○対 象 者 公共下水道事業認可区域及び 農業集落排水事業整備区域以外の方
- ○補助金(予定)

【合併処理浄化槽設置補助金】

5人槽 237,000円

7人槽 276,000円

10人槽 369,000円

【単独処理浄化槽撤去費補助金】 90,000円(限度額)

問 下水道課庶務G **□**53-7250

水道水の放射性物質測定結果

市の水道水を2月に検査した結果、市内全域に おいてヨウ素131、セシウム134、137は検出さ れませんでした。

問 水道課施設G □52-0427